

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり								
重点課題1 男女共同参画社会実現のための意識啓発								
施策の方向(1) 人権に関する啓発活動の推進								
1	男女共同参画の視点に立った人権の啓発	人権啓発冊子や各種講演会などを活用し、男女共同参画の視点を取り入れた人権啓発活動を行っています。	生涯学習課 生涯学習係		7月の「同和問題啓発強調月間・町民の集い」においてGD Link代表の椎太信氏を迎えて「多様な性～性別違和・性別不合(性同一性障がい)について～」と題して講演を行ってもらうなど、男女共同参画の視点を取り入れた人権啓発活動に取り組みました。 また広報みずまき7月10日号に、LGBTに関する内容を含む啓発冊子を折り込みました。		各種研修、講演において、男女共同参画の視点を取り入れた人権啓発活動の実施に努めます。	B
2	性の多様性に対する理解の促進	広報やホームページ、講演会等を通し、性の多様性に対する理解を深めるとともに、LGBT等の人が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。	地域づくり課 地域協働係		7月の「同和問題啓発強調月間・町民の集い」においてGD Link代表の椎太信氏を迎えて「多様な性～性別違和・性別不合(性同一性障がい)について～」と題して講演を行いました。(生涯学習課主催) また職員への周知を図るため「男女共同参画の観点からの表現ガイドライン」案の中にLGBTに関するページを作りました。		広報等で性の多様性に対する理解の促進に努めます。 また令和2年度中に開催予定の全職員研修の中で、LGBTについても取り上げたいと考えています。	B
施策の方向(2) 男女共同参画意識の広報・啓発活動の推進								
3	男女共同参画の視点による地域への啓発	広報やホームページ、講演会等を通し、地域リーダーや住民への第3次プランの周知や男女共同参画に関する情報を提供し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行に気づき、それを見直していくための啓発活動をさらに進めていきます。  ※目標指標 広報みずまきへの男女共同参画に関するコラムの掲載	地域づくり課 地域協働係	6回	ホームページに「みずまき男女共同参画プラン」に関するページを設け、啓発を行っています。 広報みずまきについて、5月25日号にDV相談窓口周知チラシを折り込み、7月10日号に男女共同参画プランの特集を掲載し、概要版を折り込み、5月25日号に「理工チャレンジ」、9月10日号に「子育て応援宣言」、11月10日号に「DV」、3月25日号に「AV出演強要・JKビジネス等被害防止月間」に関するコラムを掲載しました。 目標指標であるコラムの掲載6回は達成していませんが、折込等の別の方法で啓発を行い周知を図りました。	4回	引き続き、広報みずまきを活用し男女共同参画の記事の掲載を行います。 またコロナウイルスの感染拡大状況により中止延期の可能性がありますが、ふれあい体操等の場を利用した地域での講座や講演会を実施するなどし、啓発活動を進めていきます。	B
4	男女共同参画関連図書や資料の収集・提供の充実	男女共同参画週間などに合わせて図書館で特設展示及び掲示物等による啓発を行います。また、広く男女共同参画に関する啓発資料の充実を図ります。	図書館 歴史資料館		例年、男女共同参画週間に合わせ、展示架を設けて、関連書籍の展示を行っており、本年度も実施しました。		担当部署と連携を強め、図書館所蔵の資料を周知してもらう一方、関連行事などを図書館で周知することで相乗効果を図ります。	B
5	国、県等関係機関および関係部署との連携強化	男女共同参画に関わる施策について国、県、関係機関との連携をさらに強化し、関係機関からの情報を住民に提供していきます。	地域づくり課 地域協働係		県等関係機関との連絡会議等に積極的に出席し、連携強化に努めています。 また国、県等からのポスター、パンフレットを庁舎内に配架するとともに、内容に応じて図書館、いきいきほーるなどの人が集まる施設にも配架を依頼しています。		引き続き県等関係機関との連絡会議等に積極的に出席し、連携強化に努めていきます。 また国、県等からのポスター、パンフレットを庁舎内に配架するとともに、図書館などの人が集まる施設にも配架を依頼するなど積極的な情報提供を行います。 図書館については、DVDや書籍などの情報提供を行い、関連資料収集の協力依頼を行います。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
重点課題2 男女共同参画の視点にたった教育の推進								
施策の方向(1) 学校等における男女共同参画の推進								
6	小・中学校における男女共同参画の理解と生徒指導の推進	学校教育全般を通して、性の多様性やデートDV防止を含む人権の尊重や男女平等についての理解の促進を図るとともに、固定的性別役割分担意識に基づく慣習にとられない生徒指導に努めます。	学校教育課 学校教育係		各学年の状況に応じて、学活や道徳、特設人権学習の時間等に性差別や女性の権利に関する授業に取り組み、男女共同参画の基礎となる知識や技能を身に付けさせました。		学年の状況や発達段階に応じた指導計画の作成及び見直しを進めていきます。学校生活や学校行事において、男女が一つの目標に向かって協力し合いながら作業等を進めていく仕組みや場面を作ります。 また、性の多様性についての学習が不十分なので、まず教師が正しい知識と考え方をもち、児童にきちんと伝えていくことが重要だと思います。 教職員の研修を充実し、学年の状況や発達段階に応じた系統性のある指導計画の作成および見直しを進めていきます。	B
7	男女共同参画の視点にたった学校内でのキャリア教育・進路指導の推進	性別にかかわらず、児童生徒一人ひとりが自らの個性や能力を活かし、主体的に進路を選択できる能力を育成できるよう、男女共同参画の視点にたったキャリア教育・進路指導に努めます。	学校教育課 学校教育係		総合的な学習の時間や学校行事の中で、男女がそれぞれの特性を生かして協力し合いながら活動できる場を作りました。(職場体験等の体験学習) また、キャリア教育の中で、性別にとらわれずに活躍できる社会のあり方と、自分自身の係わりについて学びました。		キャリア教育推進にあたって、キャリアパスポートを作成し、取組を進めていきます。 職場体験に代わるキャリア教育の柱を検討し、生徒のニーズに合ったキャリア教育を計画していきます。 ※キャリアパスポート 小学校入学から高校卒業までの「教科活動」「教科外活動」「学校外の活動」の記録を、学年校種を超えて引継ぎ、学びの振り返りや見通しに生かすもの。	B
8	男女共同参画の視点による保育体験の充実	町内の保育施設等において、小中学生とのふれあい交流を通し保育体験を行うことで、将来の子育て参加への意識形成を図ります。	子育て支援課 子育て支援係		各保育施設において、年長児を中心とした地元小学校との交流を図っています。中学生との交流では、地元中学校の3年生が家庭科授業の一環で「保育体験」として保育施設を訪れます。また、職場体験として中学生を受入、男女問わず子育ての経験ができる取り組みを行っています。		中学生の「保育体験」は、小さな子どもとのかかわりを多くの中学生が望んでいますが、時間的な問題で2時間程度しか設定できない為、何度か機会があるとよいと思います。授業との関係もある為、保育所から出向くことも考えていきたいです。	A
9	情報教育の推進	インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を推進します	学校教育課 学校教育係		ソフトバンクの担当者と福岡県警の少年課との共同実施による「小学生のためのスマホ教室」や、保護者も参観するスマホ・携帯安全教室の実施を行うなど、それぞれの発達段階に応じた携帯・スマホの利便性と危険性について理解が深まり、メディアとの付き合い方を見直す機会となりました。		児童の実態調査を行い、携帯・スマホの保有率や、危険だと感じたこと、困ったことなどを把握しておかなければならないと考えています。情報の氾濫により、児童が危険にさらされないよう事前に防止する策を指導していくことも必要だと思います。	A
施策の方向(2) 関係者等に対する男女共同参画意識の啓発								
10	学校教育関係者に対する男女共同参画の理解促進	研修案内を各学校に行き、教職員に対して男女共同参画に関する研修への参加要請を積極的に行っていきます。	学校教育課 学校教育係		人権教育研修に関わる案内を学校で紹介し、研修への参加を促すように努めました。 また、職員研修において、特別休暇の説明等、男女ともに与えられている権利等を説明する中で、男女共同参画の意識の向上に努めました。		研修については他の出張業務との調整が課題ですが、校外での人権研修や、男女共同参画教育指導の手引き(県教委)を活用した職員研修を計画します。 また、内閣府の男女共同参画局のホームページ等を活用し、今求められている男女共同参画についての理解を深めるように努めます。	B
11	幼稚園・保育所等関係者に対する男女共同参画教育の推進	町内の保育施設等において、人権の尊重や男女平等についての研修を実施し、幼稚園教諭・保育士等の意識向上を図ります。	子育て支援課 子育て支援係		各保育施設の主任保育士が、県が主催する人権研修に参加し、各保育施設にて園内研修を行っています。各保育士が男女平等を意識し、保育の計画や実践につなげる取り組みを行っています。		各保育施設での取り組みと合わせて、福岡県や遠賀郡など上部機関の研修等を利用し、意識向上を目指してまいります。今後は、保幼小交流時に、研修等の情報交換ができるような仕組みづくりが必要だと考えます。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
基本目標Ⅱ 男女がともに地域で支えあうまちづくり								
重点課題1 行政における男女共同参画の推進								
施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進								
12	審議会・行政委員会等への女性委員の積極的登用	女性の意見や視点を反映させるため、町の審議会等について女性委員の割合を高めるよう積極的な登用を進めます。 ※目標指標 審議会等委員における女性の比率	全庁 地域づくり課 地域協働係	35%	審議会等ごと、課別に女性登用率を全職員に公表し、継続的に女性委員の積極的登用について啓発を行いました。 また4カ月に1度、これから改選を迎える審議会等を所管する係に対し、女性委員を積極的に登用するよう依頼しています。	31.4%	継続して、審議会等ごと、課別に女性登用率を全職員に公表し、継続的に女性委員の積極的登用について啓発していきます。また推進リーダーへのヒアリング時に女性委員の積極的登用のお願いをします。	B
13	役場における女性の役職登用の推進	女性職員の管理職・係長への登用を積極的に進めます。今後も「人財育成基本計画」に基づき管理職を含めた人財育成を行っていきます。 ※目標指標 役場の役職者(係長以上)に占める女性の比率	総務課 人事秘書係	25%	管理職登用については人事評価制度に基づく成績考課等を基礎としているが、31年3月末で管理職(課長・主幹・課長補佐)28名中女性は6名、係長級37名中女性は11名となっており、26%となりました。目標指標の25%を達成することができました。	26.0%	今後とも積極的に性別に関係無く、優秀な人材を管理職等へ登用していくよう、より良い方策を検討してまいります。	A
施策の方向(2) 町職員の意識改革の推進								
14	男女共同参画の視点による職員への啓発	職員の意識改革を推進するために、ハラスメントやワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画についての職員研修を定期的実施し、ハラスメント相談体制や育児休業制度などの周知を図ります。また県などの研修事業への職員の派遣を行います。	地域づくり課 地域協働係		4月15日に新人職員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施しました。 「男女共同参画の観点からの表現ガイドライン」及びDVに関する全職員研修を予定していましたが、DVに関して関係課での協議が必要となったため、令和2年度に延期しています。 県などが開催する研修については、「行政職員のための男女共同参画セミナー」「DV被害者支援のための市町村職員研修会」「住民基本台帳事務における支援措置に関わる研修会」など様々なものに参加しました。		新人職員向けの研修は引き続き実施していきます。 昨年度開催できなかった全職員向けの研修を令和2年度に実施したいと考えています。 なおコロナウイルスの感染拡大状況によっては、多数で行う研修等は実施できない場合がありますので、実施時期や実施方法は検討します。 県などが開催する研修についても、積極的に参加していきたいと考えています。	B
			総務課 人事秘書係		日程の調整ができず、ハラスメント防止に向けた研修は実施出来ませんでした。来年度実施できるよう取り組みます。		ハラスメントに特化した研修の実施を検討します。 また研修終了後、ハラスメントにおけるアンケート調査を実施予定です。	C
15	男女が共に働ける職場環境づくり	次世代育成推進対策法に基づく特定事業主行動計画を活かしながら、育児休業・介護休暇などがとりやすい環境の整備を進めています。また子どもの看護休暇等の特別有給休暇について、その取得を希望する職員に対して100%取得できる雰囲気醸成を図ります。	総務課 人事秘書係		人事院及び国に基づき、当町におきましても、育児休業・介護休暇の制度拡充をし、取得できるよう整備しています。 また、子の看護休暇の制度拡充も町独自で実施しており、年休簿に伺いが綴じられており、取得しやすい状況としています。		今後も、課長会議において休暇の取得促進についてお願いし、また、取得促進できるよう職場環境の改善を意識した人事異動を心がけます。	B
16	男女共同参画の視点に立った広報の推進	広報・出版物について、固定的な性別役割分担に基づく表現などにならないよう表現のガイドライン等を作成し、職員へ周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係		「男女共同参画の観点からの表現ガイドライン」案を作成し、全職員を対象に、内容への意見募集を実施しました。 全職員研修も、DVに関する研修と合わせ実施予定でしたが、DVに関して関係課との協議が必要となったため、令和2年度に延期しています。		昨年度開催できなかった全職員向けの研修を令和2年度に実施したいと考えています。 なおコロナウイルスの感染拡大状況によっては、多数で行う研修等は実施できない場合がありますので、実施時期や実施方法は検討します。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
重点課題2 地域における男女共同参画の推進								
施策の方向(1) 防災・防犯における男女共同参画の推進								
17	防災分野への女性の参画促進	<p>災害に強いまちづくりに男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や減災活動の取り組みに女性の参画を促進します。また女性防火・防災クラブや九州女子大学などの女性団体と連携し、女性の参画を推進します。</p> <p>※目標指標 水巻町防災会議委員における女性の比率</p>	総務課 庶務係	30%	<p>水巻町婦人会を中心とした、女性防火・防災クラブ(約60名)の活動として、防災に関する研修会を行っており、31年度は遠賀郡消防本部による救命講習を受講しました。</p> <p>消防団員については、令和2年3月末日で75人中4人(5.3%)が女性となっており、地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っています。</p> <p>地域住民の自主的かつ組織的な防災活動の推進と防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の設立を進めており、現在、14地区に設立されています。自主防災組織では、要支援者などへの声掛けや避難訓練、消火器の使い方などの防災啓発や防災訓練が主な活動内容となっており、多くの女性が参画されています。</p> <p>防災会議委員の女性比率については、関係機関の役職からの選任が多いこともあり、26人中3人(11.5%)と目標指数を達成することができませんでした。</p>	11.5%	<p>女性防火・防災クラブの活動として、研修会や勉強会を引き続き開催します。</p> <p>区長に対し、自主防災組織設立の際、女性の役員を入れるよう働きかけます。</p> <p>自主防災組織に対し、避難訓練時等で女性に積極的参加をお願いします。</p> <p>水防班に引き続き管理職以外の女性も配備します。</p>	B
18	男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備	<p>高齢者、障がい者、母子等に対して男女双方の視点から配慮がなされるよう、男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備に取り組みます。</p>	総務課 庶務係		<p>高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病人等、一般避難所では避難生活が困難な方を対象とした福祉避難所2か所を指定しています。</p> <p>また避難所運営の際は、必要に応じパーティション設置するなど、プライバシーの確保に努めます。</p> <p>令和元年度に水巻町地域防災計画の改定作業を行い、避難所の管理・運営の留意点として以下の点を挙げるなど、男女共同参画の視点に立った配慮を行っています。</p> <p>○ 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>○ 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当</p> <p>○ 間仕切りの設置</p> <p>○ 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。)</p> <p>○ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保</p> <p>○ トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置</p>		<p>現在まで一時避難のための避難所開設の経験しかないため、大規模災害等による大勢の避難者、避難生活の長期化を想定した体制の整備が、今後の課題です。</p> <p>また、避難が長期化した際の避難所運営には地域住民の協力が必要不可欠なため、そこに携わる女性リーダー育成の取り組みが必要です。</p>	B
19	防犯活動への女性の参画促進	<p>安全・安心のまちづくりに男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、関係者が連携して取り組みます。</p> <p>※目標指標 地域安全パトロール隊における女性隊員の比率</p>	総務課 庶務係	30%	<p>通学時の防犯パトロール等を行っている地域安全パトロール隊への登録は、254人中66人(26.0%)が女性となっています。地域によっては区は、子どもの保護者が登録していることが多く、母親の登録も見受けられます。</p>	26.0%	<p>地域安全パトロール隊は現隊員や区長からの推薦により登録しており、今後も地域防犯パトロール隊長5名を通して、積極的な参加を促していきます。</p>	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
施策の方向(2) 地域活動等への男女共同参画の促進								
20	自治会等、地域団体の女性役員の登用促進	地域での女性の能力活用がなされるよう、女性役員登用に向けた意識づくりを進めるとともに、女性が活動しやすい基盤づくりを進めていきます。 ※目標指標 自治会役員における女性の比率(地域協働係) 公民館役員における女性の比率(生涯学習係)	地域づくり課 地域協働係	40%	区長会や公民館長連絡協議会を通じ役員への女性登用を働きかけるなど、地域での女性の能力活用がなされるよう意識づくりを進めています。また令和2年度から「ふれあい体操」などの地域のイベント時に男女共同参画講座を行うことを検討しており、講座資料の作成、検討を行いました。	40.4%	今後も引き続き区長会や公民館長連絡協議会を通じ役員への女性登用を働きかけるなど、地域での女性の能力活用がなされるよう意識づくりを進めていきます。また新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら、「ふれあい体操」などの地域のイベント時に男女共同参画講座を行い、女性が活躍しやすい基盤づくりを進めていきます。	B
			生涯学習課 生涯学習係	40%	地区公民館長の女性登用率は16.67%です。(公民館長30名中7名、公民館長の交代はあったが男女の割合は変更なし。副公民館長については30%)また、地区公民館連絡協議会の女性役員登用率は、会長1名が女性で11.1%となっています。また3月の公民館長連絡協議会で女性登用の依頼を実施しました。	30.0%	今後も協議会運営の補佐など継続して女性が活躍できるよう支援を行っていきます。	B
21	ボランティア活動の充実	町内で活動しているボランティア団体や個人など、だれもがもっている能力を活かせるよう、ボランティア活動の充実を図ります。	地域づくり課 地域協働係		令和2年1月に町内のボランティア団体、個人をまとめ、水巻町ホームページに公開しました。ボランティアセンター(社会福祉協議会)と協働で、7月7日にボランティア向けの講座を開催しました。		引き続き、ホームページをはじめ、イベントなどの機会にボランティア団体等のPRを行いたいと考えています。	B
22	生涯を通じてだれもが学ぶことができる講座等の充実	男女を問わずだれもが参加することができ、生涯を通じて学ぶことができる講座等の充実を図ります。	生涯学習課 生涯学習係		ふれあい講座で百人一首や水引かざり、スマートフォンコースの3コースをそれぞれ全5回開催した。45名の参加者があり、男性の参加者も増加傾向がみられた。(14%⇒28%)		引き続き、男女が参画できるような講座の充実を図ります。	B
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり								
重点課題1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援								
施策の方向(1) DVの根絶にむけた取り組みの推進								
23	DV防止に関する啓発の推進	町のホームページ、広報、啓発チラシ・カードの配布を通して、DV防止に関する啓発を進めていきます。 ※目標指標 (上段) いずれの暴力(身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なもの、社会的なもの)も「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人の割合 (中段) DV相談窓口の認知度 (下段) 広報でのDV防止に関する啓発	地域づくり課 地域協働係	85%	ホームページにDV相談窓口のページを設け、啓発を行っています。啓発チラシの配架、主要公共施設のトイレにDV相談窓口等を記載したカードを配架するなど、啓発を進めています。31年度は広報みずまき5月25日号にDV相談窓口周知チラシを折り込みました。また広報みずまき11月10日号で「女性に対する暴力をなくす運動」を取り上げ、11月に役場ロビーでDVDを放映するなど広報を行いました。	(5年ごとのアンケートで確認)	引き続き、ホームページにDV相談窓口のページを設け、啓発を行います。また啓発チラシの配架、主要公共施設のトイレにDV相談窓口等を記載したカードを配架、広報への掲載などを行い、啓発を進めていきます。	B
				80%		(5年ごとのアンケートで確認)		
				2回		2回		
24	若年層に対する啓発の推進	いかなる暴力も許容しない意識を早い時期から持てるよう、若年者を対象にデートDV防止に関するチラシの配布等、意識啓発に取り組みます。また、教育委員会や人権擁護委員と連携をとりながら、デートDVに関する啓発を推進していきます。	地域づくり課 地域協働係		5月25日号に折り込んだDV相談窓口周知チラシの裏面に、デートDVについての内容を掲載しました。また男女共同参画グループのご協力をいただき、新成人への啓発を行っています。学校からの依頼によって人権擁護委員の方が行う人権教室のメニューの中に、デートDV教室があります。平成31年度は小学校2か所、保育園1か所で人権教室が実施されましたが、デートDVに関する内容ではありませんでした。		広報への掲載や男女共同参画グループの協力、教育委員会や人権擁護委員との連携を行い、啓発を行っていきます。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
施策の方向(2) DV被害者が安心して暮らせる環境整備								
25	庁内相談体制の充実	被害者の安全を確保し迅速な対応を行うため、庁舎内で連携しワンストップサービスの推進に努めます。また関係職員の研修を充実させ、個人情報の保護など被害者へ適切な対応を図ります。	地域づくり課 地域協働係		DV被害者からの相談があった際は、別室で担当者が対応し、他課が対応する必要があることがあれば、別室に来てもらい対応するなど、庁舎内で連携してワンストップで対応しています。 4月15日に新人職員を対象に、DV被害者の個人情報保護の内容を含む男女共同参画に関する研修を実施しました。 DVに関する全職員研修を予定していましたが、DVに関して関係課での協議が必要となったため、令和2年度に延期しています。		今後もワンストップサービスの実施を行います。 研修については、新人職員への研修及び全職員向けの研修を行いたいと考えています。なおコロナウィルスの感染拡大状況によっては、多数で行う研修等は実施できない場合がありますので、実施時期や実施方法は検討します。	B
26	被害者の早期発見および適切な対応の確保	潜在化しやすい被害者の早期発見と、支援のため、DV被害者や発見者が迅速に相談できるよう、広報等を通じ相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係		DV相談窓口周知チラシを、広報みずまき5月25日号に折り込みました。 広報みずまき11月10日号に、DVに関するコラムの掲載を行いました。 またホームページに、DV相談窓口に関するページ及び虐待の通報・相談フォームを設けています。		今後も広報等で相談窓口の周知を図ります。	A
27	被害者救済のための国・県等との連携強化	国・県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護、被害者の自立支援に取り組めます。	地域づくり課 地域協働係		相談があった場合に備え、被害者の就労支援等の要望に応じ、福岡県自立相談支援事業所(くらしごと家計困りごと相談室)など被害者が相談すべき関係機関窓口の情報を提供するなど、被害者が安全で安心して生活を再建できるよう情報提供を行える体制を整えています。		今後も相談の中で自立支援に関する相談があった場合は、助言を行うとともに、関係機関を紹介、仲介します。	B
施策の方向(3) 虐待防止にむけた取り組みの推進								
28	児童少年相談センターにおける事業の充実	養育者の養育負担の軽減と児童虐待の予防としての子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)を継続し、子どもの居場所機能及び相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 児童少年相談センター		子育て短期支援事業については、必要な人が利用できるように広報などで周知活動を行い、育児疲れで延べ58人の利用がありました。また、居場所は不登校(気味)生徒等の利用がありました。また、様々な相談に対応できるように、研修会に参加したり係内研修を行ったりして相談のスキルアップを図りました。		社会福祉士の資格を持った職員の採用により、相談体制の強化を図ります。	B
29	児童虐待の防止及び対応	児童虐待を防止し、被害者を救済するため、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めていきます。	子育て支援課 児童少年相談センター		広報やHPによる周知啓発に加え、保護者や児童生徒に向けたチラシの配布や虐待防止を目的とした地域講演会を開催しました。また、保育所、幼稚園、小中学校の職員を対象に、虐待の発見や通告までのマニュアルを作成しました。		虐待の早期発見、早期対応につながるように、虐待の発見から通告までのマニュアルを関係機関に配布します。また、引き続き広報等による児童虐待防止に関する周知啓発を行います。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価	
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度	
30	高齢者虐待の防止及び対応	高齢者虐待を防止し、被害者を救済するための虐待対応マニュアルを整備し、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めています。	福祉課 高齢者支援係		【養介護施設従事者等による虐待】 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、事案発生時に迅速に対応できる体制を整えています。 30年度には県と広域連合と共に虐待が行われた施設への立入検査、職員への聞き取りなどを実施しました。 また虐待防止に関する啓発については、ホームページにおいて虐待の通報を受け付けるとともに、ケアマネージャーとの連絡会議やパンフレットを窓口配架するなど周知を図っています。29年度からは県の司法書士会と委託契約を締結し、法曹関係者のアドバイスを受けやすい体制を整えています。		引き続き虐待防止に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待対応マニュアルに問題点等があれば更新し、事案発生時に関係機関と連携をとって迅速に対応できる体制を整えます。 年々、経済的な虐待が疑われる相談も増えてきており、困難事例で法の解釈が必要となる場合は、県司法書士会に協力を仰ぎながら対応していきます。	B	
			福祉課 包括支援係		【養護者による虐待】 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、事案発生時に迅速に対応できる体制を整えています。29年度からは県の司法書士会と委託契約を締結し、法的な相談等の連携を図っています。 31年度は虐待通報5件のうち、3件対応しました。 また虐待防止に関する啓発については、ホームページ掲載のほか、ケアマネージャーへの周知を図っています。		引き続き虐待防止に関する啓発を行うとともに、随時、高齢者虐待対応マニュアルを更新し、事案発生時に関係機関と連携をとって迅速に対応できる体制を整えます。 また、困難事例での法的な相談等に対しては、県司法書士会と連携を図り、対応します。	B	
31	障がい者虐待の防止及び対応	障がい者虐待防止に関する啓発に努めるとともに対応マニュアルを整備し、迅速で適切な対応ができるよう努めます。	福祉課 障がい支援係		ホームページに虐待通報・相談フォームを設けており、通報や相談があった際は県と連携を図り迅速な対応を行っています。 ◇31年度相談件数：1件		通報件数、対応件数が少ないため、高齢者の対応事例を参考にマニュアルを充実させ、迅速な対応ができるよう努めます。	B	
重点課題2 誰もが安心して生活できる支援の充実									
施策の方向(1) 誰もが暮らしやすい環境整備の推進									
32	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にプランを作成し、健康課・子育て支援課・学校教育課・福祉課等の庁内関係課や保健・医療・福祉・教育等の関係機関による切れ目ない支援を行います。	健康課 健康推進係		妊娠期から支援を必要とする妊婦は、特定妊婦が3人、要フォロー妊婦(児童少年センターへ情報提供)が29人でした。 また、妊娠届出時、夫の妊娠への理解を促すパンフレット「パパコト」を初産の妊婦へ配布。妊婦体験ジャケットをかんがる一む(相談室)に設置し、体験してもらうなど男性の育児参加を促す取り組みを実施しました。		妊娠期のリスクでは、精神疾患のある人が20人/244人(8.2%)と多いため、妊娠中から電話や訪問で支援を行います。	A	
33	男女共同参画の視点で取り組む生涯にわたる健康増進	男女がともに生涯にわたり健康で心豊かな生活を過ごせるよう、健康の大切さを啓発するとともに、住民の健康づくりを支援していきます。  ※目標指標(上段) 特定健診受診率  (中段) 特定保健指導実施率  (下段) 3歳児の朝食摂取率	健康課 健康推進係	60%			特定健診受診率は対前年比では微増しているが、国の目標である60%には達していません。健診未受診者の生活習慣病の重症化を予防するため、健康無関心層へのアプローチが必要です。  朝食の欠食は妊娠期から低いため、継続して支援していきます。また健診毎に食の指導を強化します。	B	
				65%		生活習慣病の重症化を予防するため、健診の受診勧奨や保健指導、また食生活の指導を行い、健康づくりを支援しています。			39.2%
				95%					66.5%
						85.6%			

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
34	自殺対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのない水巻町を目指して、生きることの包括的支援としての自殺対策を推進していきます。 ※目標指標 自殺死亡率	全庁 健康課 健康推進係	19.0	福祉関係者に対しゲートキーパー研修を実施したり、民生委員・児童委員定例会、区長会や地域公民館など様々な場で、平成30年度に策定した自殺対策計画について周知したりするなどの取り組みを行いました。	14.0	自殺死亡率は減少傾向ですが、若年者や高齢者の死亡率が水巻町は高い傾向にあるので、今後も啓発活動や、自殺対策の人材育成を推進していきます。	A
35	スポーツ参加の促進	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するなど、町民のスポーツ参加を促進します。	生涯学習課 スポーツ振興係		各スポーツ大会のイベントを12回開催しました。男女共に競技する大会等もあり、参加された町民の健康・体力づくり、ストレス解消等や参加された方たちのコミュニケーションにも繋がりました。		今後も大会を継続し、町民の健康、体力づくりや、町民同士のコミュニケーションに繋がるよう努めます。	B
施策の方向(2) ひとり親家庭への支援								
36	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対するヘルパー派遣事業の推進と周知に努めます。	子育て支援課 子育て支援係		ひとり親家庭に6か月間を限度に育児や食事の世話などをお手伝いする、ヘルパー派遣事業を実施しています。水巻町社会福祉協議会に委託しており、生活援助ヘルパーは旧ヘルパー3級の資格を持つ方が行っています。平成31年度は、申請はありませんでした。		支援を必要としているひとり親家庭等に確実に情報が届くよう周知を図ります。	B
施策の方向(3) 生活困窮者への支援								
37	生活困窮者への支援	様々な困難を抱えている生活困窮者等に対し、関係機関と連携して各種制度等の情報提供や、自立の支援に努めます。	地域づくり課 生活支援係		就労や家計についての相談は、福岡県相談支援事務所(困りごと相談室)につなぎ、対応しています。 生活保護を希望する方については、宗像遠賀福祉環境事務所と連携し、相談に応じています。 各種制度や窓口については、チラシを配架するなどし周知しました。		引き続き、福岡県などの関係機関と連携し自立の支援に努めるとともに、制度や相談窓口の周知を図ります。	B
施策の方向(4) 高齢者や障がい者への支援								
38	高齢者の生きがいづくり、社会参加等の促進	高齢者が地域社会で充実した生活を送れるよう地域で活躍できる場や機会の提供を図り、社会参加を促進していきます。また、水巻町老人クラブ連合会と連携し老人クラブの充実を図るとともに、シルバー能力活用事業の利用促進を図っていきます。	福祉課 高齢者支援係		二東のイチジク農園の整備を行う等、町老人クラブ活動の充実を図り、高齢者の生きがいづくりを支援しています。 また、水巻町社会福祉協議会に委託し実施している「シルバー能力活用事業」を推進しています。 「シルバー能力活用事業」は、おおむね60歳以上で、健康に自信があり働く意欲のある人たちを募り、いきがいづくりを目的として行っている事業ですが、平成28年度からは社会福祉協議会にサクラほーのの管理を委託し、シルバー能力活用事業の利用推進に繋がっています。 なお、30年4月からサクラほーのの一室を高齢者の憩いの場として開放し、サロンとしての積極的な活用を促しています。		引き続き、老人クラブ及びシルバー能力活用事業の充実を図ります。 老人クラブの会員数が減少傾向にあるため、活動の周知啓発を支援していきます。	B



# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
39	障がい者の社会参加支援	障害者総合支援法による各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業の活用によって、障がい者の社会参加や就労の機会を提供していくとともに、就労後の継続支援を行っていきます。	福祉課 障がい支援係		就労継続支援等による障がい者への就労支援やヘルパー同行による外出支援や地域活動支援センターなどの障がい者の居場所の提供等、障がい者のニーズに合わせて社会参加の機会を提供しています。 ◇31年度末利用状況 就労継続支援:95人 就労移行支援:13人 就労定着支援:1人 同行援護:8人 〔4月請求時点〕 移動支援:10人 地域活動支援センター:16人		障がい者のニーズに沿った障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供し、社会参加への支援を行っていきます。	A
基本目標Ⅳ 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり								
重点課題1 就労の場における男女共同参画の推進								
施策の方向(1) 職場における男女共同参画の推進								
40	労働者への情報提供	広報やホームページ、研修等を通して、労働分野における情報提供を行うとともに、労働相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係		産業振興係と連携し、広報みずまき8月25日号に職場のパワハラ、セクハラ集中相談会、10月25日号に最低賃金の改定、1月10日号に中間・遠賀地区 出張労働相談、1月25日号に雇用・雇止集中相談会、2月10日号に労働委員会に関する記事を掲載するなど、情報提供、周知を図りました。 また労働に関するポスターやチラシを、庁舎及び施設に掲示しました。		引き続きポスターやチラシの掲示、広報やHPを活用した周知を進めていきます。	B
			産業環境課 産業振興係		労働に関するポスターやチラシを、庁舎及び施設に掲示し、広報やHPについても紙面の状況に応じて掲載してもらうようお願いをしています。		引き続きポスターやチラシの掲示、広報やHPを活用した周知を進めていきます。	B
41	事業所に対する情報提供・啓発	各種ハラスメントの防止、育児休業・介護休業制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方に関する情報提供や誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を商工会等と協力して行います。また、事業所へ男女共同参画に関する意識調査を行い、事業所の意識の実態把握に努めます。  ※目標指標 子育て応援宣言登録企業数	地域づくり課 地域協働係	15企業	各種ハラスメント防止や育児休業制度等に関連するポスターやチラシを庁舎に掲示するとともに、商工会に配架をお願いしました。 また子育て応援宣言やワーク・ライフ・バランスに関するチラシを、産業振興係と連携し法人町民税の通知に同封しました。	5企業	引き続き商工会と連携して啓発を図ります。 また法人町民税の通知にチラシを同封し、事業所への周知を図ります。	B
			産業環境課 産業振興係		各種ハラスメント防止や育児休業制度等に関連するポスターやチラシを庁舎及び関連施設に掲示し、町作成のチラシについては、法人町民税の通知を利用しています。 また、人権擁護委員会による企業訪問について、商工会と連携する等の対応を行っています。		引き続き啓発に関する事業を商工会と連携して実施するとともに、町作成チラシについて、法制度や啓発事項等に合わせて変更していきたいと考えています。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
重点課題2 仕事と家庭との両立支援								
施策の方向(1) 仕事と家庭両立における啓発活動の推進								
施策の方向(2) 女性の職業生活における活躍の推進								
42	働きたい女性に対する情報提供	広報、ホームページ、パンフレット等による再就職支援講座や研修に関する情報提供を行うなど、就労への支援を行っています。	地域づくり課 地域協働係		子育て女性就職支援センターと連携し、12月9日に遠賀4町在住者を対象に水巻町役場で就職支援センター出張相談を実施しました。 開催にあたっては広報みずまき10月10日号への記事の掲載、いきいきほーる、子育て支援課、中央公民館、南部公民館にチラシの配架を行うなどし、周知を行いました。 また子育て女子就職支援センターの事業の周知に関するチラシの配架やポスターの掲示を行いました。		引き続き、子育て女性就職支援センターと連携し、就労支援事業の周知を図ります。	A
			子育て支援課 子育て支援係		町内のひとり親に対し、窓口で就労等の相談があった場合は、就労支援に関するチラシを配布し、必要があれば福岡県ひとり親サポートセンター(飯塚ランチ)や子ども支援オフィスにつないでいます。 また、児童扶養手当の現況届の時期に合わせ、飯塚ランチの方が役場に出向き、年1回ひとり親の就労等の相談支援を行っています。		引き続き、福岡県ひとり親サポートセンター(飯塚ランチ)などの関係機関と連携し、ひとり親に対する就労支援を行います。	A
重点課題2 仕事と家庭との両立支援								
施策の方向(1) 仕事と家庭両立における啓発活動の推進								
施策の方向(2) 子育て支援体制の充実								
43	講座等における託児の実施	町主催の講座や集団健診時等において託児制度を導入し、住民が参加しやすい環境を整えます。	生涯学習課 生涯学習係		「地域の方が学ぶことを地域の方が支え合う」ことを目的に託児サポーター(12名登録)が活躍しています。31年度は家庭教育学級、陶芸講座等で延べ28名のお子さんを預かりました。		核家族化が進み、ひとりで子育ての悩みを抱えている親のために、公民館講座に参加するきっかけを作ること、また、託児サポーターが育児のノウハウを生かし地域で活躍できるよう引き続き支援します。	A
			健康課 健康推進係		離乳食教室やこすもす教室時、託児を設け参加者が利用しやすいようにしています。		託児スタッフ(保育士)の確保が困難なため、子育てマイスターなどの活用を進めています。	A
44	保育サービスの充実	通常保育のほか、延長保育、一時保育、休日保育、障がい児保育、病児病後児保育などの保育サービスを充実させ、子育て世代が社会参画できる支援を今後も行っていきます。	子育て支援課 子育て支援係		延長保育、乳児保育、休日保育、一時保育、病児病後児保育は継続して実施しています。近年、共働き世帯の増加や配慮が必要な子の増加等により、通常保育の利用の増加とともに、一時保育等の特別保育のニーズも増加しています。		近年、共働き世帯の増加などにより保護者の保育ニーズは多様化し、保育サービス事業の充実が求められています。 不足する3歳未満児の待機児童解消のため、平成30年度に施設整備を行い、平成31年度に町内の幼稚園が認定こども園に移行するなど、保育の量の拡大を図りました。 引き続き、子育て世帯の保護者が社会参画できるよう保育サービスの充実を図り、支援を行っていく必要があります。	B

# 「第3次みずまき男女共同参画プラン」平成31年度進捗状況報告

評価基準 A 十分な取り組みを行っており、事業の目的の達成に貢献している B 十分な取り組みを行っているが、より事業が充実したものになるよう努力が必要である。  
C 最低限の取り組みにとどまっており、積極的取り組みが必要である。 D 取り組みが不十分である。取り組みへの抜本的見直しが必要である。

No.	実施計画				進捗状況	成果指標	今後の課題・改善策・目標など	評価
	事業名	事業の内容	担当部署	目標指標	31年度	31年度	31年度	31年度
45	放課後児童クラブの充実	指導員の資質向上を図るとともに施設の整備を図り、子育て世代が社会参加できるようなサービスの充実に努めます。	学校教育課 学校教育係		令和2年度からの運營業務委託に係る業者選定の中で、指導員の資質向上に力を入れている部分を選考基準の中で重点を置きました。 施設整備については、昨年、老朽化していた頃末児童クラブを建て替えました。		今後、より充実したサービスが提供できるよう、委託業者と連携していきます。	A
46	子育て支援事業の充実	利用者のニーズに対応しながら、相談業務・遊び場の提供・親子イベント等、子育て支援センター事業の充実に努めます。	子育て支援課 子育て支援係		子育て支援センターでは、乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流の場を提供し、子育てについての情報の提供や助言等の支援を行っています。 また、子育てを手助けして欲しい人(おねがい会員)と子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)が、お互いに児童の送迎や預かりなどの支援活動を行うファミリーサポートセンター事業を行っています。(平成31年度 26回利用) 31年度の会員数は、まかせて会員が14名、おねがい会員が18名、両方会員が4名で合計36名となっています。  相談件数19件 遊び場提供4903人 ファミリーサポート26人		ファミリーサポートセンター事業は、延長保育、休日保育などの保育サービスの充実や、最近では病児病後児保育(ぞうさんルーム)の利用が増え、利用者は少なくなっています。31年度の傾向としては、発達に困り感のある子どもの預かりや、急な発熱等による預かりの増加が挙げられます。しかしそのようなケースでは、まかせて会員及びその家族への負担が大きくなるため、活動が難しい状況です。必要な方へサービスを提供できるよう体制整備を引き続き行います。	B
47	子育て世代への情報提供	子育て家庭の求める情報について、ホームページを充実させるほか、窓口で配布するパンフレットを作成し、よりわかりやすい情報提供に努めます。	子育て支援課 子育て支援係		H31年度は、幼児教育・保育の無償化などの制度改正が行われたため、町のHPや広報等により、子育て家庭に対し周知を行いました。		子育て家庭の求める情報を把握し、知りたい情報に特化したリーフレットを作成する等、必要な人に情報が届くよう周知を図ります。	B
48	産後ヘルパー事業(修正:産後ヘルパー派遣事業)	産後の母親の精神的・肉体的負担を軽減するため、ヘルパー派遣による育児・家事支援を行うことで、産後の生活を支援します。	子育て支援課 子育て支援係		平成30年度にこれまでの「産褥期ホームヘルパー派遣事業」の内容を見直し、平成31年度より「産後ヘルパー派遣事業」を実施しています。 派遣対象期間を産後1か月までから産後6か月までに見直すなど、利用者にとって使いやすい内容に改正しました。現在、水巻町社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。 H31年度の申請者は5人で利用につながっています。		健康課の行う乳児家庭全戸訪問事業で周知を行って頂いており、産後間もない母親のいる世帯に、情報が届いているようです。 引き続き、必要な家庭に情報が届けられるよう、健康課等、関係機関と連携し、事業の周知を図ります。	A
施策の方向(3) 介護支援体制の充実								
49	介護者を支援するための情報提供の充実	「高齢者のためのサービスガイド」、「障がい児・者福祉ガイドブック」を有効に活用し、高齢者や障がい者、またその家族を支援するための、個々のニーズに合った情報提供に努めます。	福祉課 高齢者支援係		「高齢者のためのサービスガイド」を高年齢支援センター職員に配布したほか、行政以外のインフォーマルサービスの情報を収集し窓口等で案内しています。 また、町ホームページでは遠賀郡と中間市の一市四町の医療機関や介護事業所の情報を掲載しています。(外部サイト)  ※参考 インフォーマルサービス: 弁当の宅配等制度に基づかない非公式な支援、民間サービス		事業の一部改正により、28年度に「高齢者のためのサービスガイド」改訂版を作成しました。今後も、事業の変更や追加等があれば改訂を行い、正しい情報をわかりやすく啓発することに努めます。 また、民生委員、ケアマネージャー、高齢者支援センター等の関係機関へもサービスガイドを配布し周知を図っていきます。 中間市・遠賀4町において設置された遠賀中間地域医療介護連携推進協議会では、情報の共有化を行い、遠賀中間医師会在宅総合支援センターのHPに医療や介護等に関する情報を掲載しています。	A
			福祉課 障がい支援係		障がい者手帳交付時には、ガイドブックを用いて、各種サービスについて説明し、個々のニーズにあった情報提供を行っています。また、ホームページにも障害者情報を掲載するページを新設し、情報を発信しています。		ガイドブックは毎年の更新に合わせて、より分かりやすいものへ見直ししていきます。ホームページをさらに充実させ情報の提供に努めます。	A